

令和6年第7回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和6年7月11日（木）午後3時00分から午後3時15分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員（8名）

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	栄
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	金子	治
農業委員会事務局班長	青木	秀直
農業委員会事務局主査	石井	秀憲
- 7 農地利用最適化推進委員（5名）

大見川	正明	後藤	良和	青木	秀樹	眞仲	健司	齊藤	博之
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（金子治）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 7 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、2 番鈴木憲司委員、3 番長崎光男委員をお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏と石井氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

それでは、1 ページ、議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所につきましては、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、竜ヶ崎町歩字出洲、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 866 m²、他 1 筆で、合計 1,723 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は 4 人、申請事由は、譲渡人が「遠方農地の処分」、譲受人が「規模拡大」になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び、同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を長谷川委員から報告願います。

○5番（長谷川貴子）

申請された農地について、現地を確認してまいりました。

申請地には、水稻が作付けされておりました。特に問題はないかと思われます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の齋藤さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤博之）

特に問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

それでは、3 ページ、議案第 2 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所につきましては、4 ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字大畑、地目は登記簿が畑、面積は 211 m²、他 1 筆で、合計 544 m²です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」が提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては、「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出されたときは、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、『天災地変によって農地性を失った土地で、農地に回復することが困難であると認められるもの』、あるいは『現況が農地以外の土地となっていることが明白なもののうち、農地法所定の許可を受けないまま 20 年以上経過しており、かつ、その間に農地法第 51 条の規定により原状回復命令等の違反転用の処分を受けていないもの』などが挙げられております。

それでは、今回の議案の説明ですが、申請地は以前から資材置場として使用されており、平成 13 年 10 月 2 日に国土交通省国土地理院が撮影した航空写真から見ても、『20 年以上農地以外の土地となっていることが明白なもの』に当たると考えられます。

また、農地法第 51 条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を増田委員から報告願います。

○1 番（増田 榮）

現地を確認してまいりました。

申請地は、成田安食バイパス沿いになります。現況は申請人の資材置場として使用されている状態でした。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の大見川さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大見川正明）

特に問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

それでは、5ページ、議案第3号 整理番号1について、ご説明いたします。

整理番号1の農地につきましては、以前、農地中間管理事業を活用し、賃貸借権の設定をした農地になります。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し、賃貸権の設定を行うものでございます。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,458㎡です。

内容は賃貸権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1.5俵になります。

期間は令和6年7月22日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人につきましては、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和6年第7回総会を閉会します。

○事務局長（金子治）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時15分閉会